

再生可能エネルギー等導入 地方公共団体支援基金事業について

平成23年12月

環境省 総合環境政策局 環境計画課

AGENDA

- * 基金の目的・概要
- * 平成21年度GND基金からの変更点
- * 各事業の概要
- * 各事業の主なポイント
- * 基金事業の事業計画書等
- * 意見交換&質疑応答

AGENDA

- * **基金の目的・概要**
- * 平成21年度GND基金からの変更点
- * 各事業の概要
- * 各事業の主なポイント
- * 基金事業の事業計画書等
- * 意見交換&質疑応答

再生可能エネルギー等導入地方 公共団体支援基金の目的

- * 東日本大震災の被災地域の復旧・復興や、原子力発電施設の事故を契機とした電力需給の逼迫への対応のため、再生可能エネルギー等の地域資源を徹底活用し、**災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムを導入し、環境先進地域(エコタウン)づくりを目指していくことを目的。**
- * 具体的には、非常時における避難住民の受け入れや地域への電力供給等を担う防災拠点に対する再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギーの導入等を支援。

(参考)「東日本大震災からの復興の基本方針」

(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)(抄)

5 復興施策

(3) 地域経済活動の再生

⑩ 再生可能エネルギーの利用促進とエネルギー効率の向上

(i) 被災地域において、最新型の太陽光発電設備や風力発電設備を設置して行う実証研究を促進する。また、再生可能エネルギーの賦存情報、環境基礎情報の提供等により事業化活動を促進する。

(ii) 被災地域の中核となる避難用施設など防災拠点等に再生可能エネルギーと蓄電池を組み合わせたスマートエネルギーシステムを導入するとともに、エネルギーの利用効率を高めるスマート・コミュニティ、スマート・ビレッジを被災地域に先駆的に導入し、被災地域の電力供給を安定させ、将来のスマートシステムの先行事例として活用する。被災地域への再生可能エネルギーシステムの関連産業の集積を促進する。

⑪ 環境先進地域の実現

(i) 環境先進地域(エコタウン)を被災地域に実現するため、地域の未利用資源を徹底活用しながら自立・分散型エネルギーシステムを導入し、地域に根ざした自然との共生の知恵も生かしつつ、森・里・海の連環をとり戻すための自然の再生などによる自然共生社会を実現する。

基金事業の実施期間

* 平成23年度から平成27年度までの5年間

※「東日本大震災からの復興の基本方針」に掲げられている集中復興期間

* 基金造成までのスケジュールは資料6

当面の手続きについて

- * 基金の造成は、原則として平成23年度内。
- * 各県・指定都市は、事業計画書(全体計画書)を1月13日(金)までに環境省あてにご提出ください。
- * 環境省は、事業計画書(全体計画書)を精査し、交付額を確定・内示する予定です。
- * 交付の手続きは、県・指定都市における議会での手続きが整った後(3月を目処)。

AGENDA

- * 基金の目的・概要
- * 平成21年度GND基金からの変更点
- * 各事業の概要
- * 各事業の主なポイント
- * 基金事業の事業計画書等
- * 意見交換&質疑応答

平成21年度基金からの変更点①

	平成23年度GND基金	平成21年度GND基金
目的・概要	災害に強い自立・分散型エネルギーを導入し、環境先進地域(エコタウン)をつくり上げる	地球温暖化対策、廃棄物対策、海岸漂着物対策の推進
予算規模	840億円	610億円
交付対象	青森県・岩手県・宮城県・仙台市・秋田県・山形県・福島県・茨城県	都道府県・指定都市・中核市・特例市
事業実施年度	平成23年度から平成27年度	平成21年度から平成23年度 ※東日本大震災による事業遅延の場合は平成24年度まで

平成21年度基金からの変更点②

23年度GND基金	21年度GND基金	主な変更点
地域資源活用詳細調査事業	—	23年度GND基金で新設
公共施設再生可能エネルギー等導入事業	公共施設省エネ・グリーン化推進事業	<p>【事業内容】 21年度GND基金の事業要件である「複合的又は一体的」の要件は改定。23年度GND基金では再エネ設備単体での設置が可能。</p> <p>【補助対象】 23年度GND基金では、再エネ設備等を対象とし、省エネ設備は原則として対象外。</p> <p>【対象施設】 23年度GND基金では、防災拠点に限定される。公立学校は対象に含まれる。</p>

平成21年度基金からの変更点③

23年度GND基金	21年度GND基金	主な変更点
<p>民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業</p>	<p>民間施設省エネ・グリーン化推進事業</p>	<p>【事業内容】 21年度GND基金の事業要件である「複合的又は一体的」の要件は改定。23年度GND基金では再エネ設備単体での設置が可能。</p> <p>【補助対象】 23年度GND基金では、再エネ設備等を対象とし、省エネ設備は原則として対象外。</p> <p>【補助対象】 一般の事業所や個人住宅は対象外。</p> <p>【その他】 再生可能エネルギー買取制度との関係で、買取制度による買取を前提とする場合には補助の対象外(利子補給のみ)。</p>

平成21年度基金からの変更点④

23年度GND基金	21年度GND基金	主な変更点
風力・地熱発電事業 等導入支援事業	—	23年度GND基金で新設
—	地域環境整備支援 事業	23年度GND基金では、コミュニティサイクルやカー シェアリングは対象外
—	廃棄物由来再生可 能エネルギー等導入 促進事業	バイオマス関係事業は、23年度GND基金からは、 公共施設・民間施設向けの事業メニューに統合

AGENDA

- * 基金の目的・概要
- * 平成21年度GND基金からの変更点
- * 各事業の概要
- * 各事業の主なポイント
- * 基金事業の事業計画書等
- * 意見交換&質疑応答

基金事業の事業メニュー

1. 地域資源活用詳細調査事業
2. 公共施設再生可能エネルギー等導入事業
3. 民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業
4. 風力・地熱発電事業等導入支援事業

1. 地域資源活用詳細調査事業

* 事業内容：

2.～4.の事業を実施するために必要な計画の策定や調査、調整及びこれらに附帯して必要な各県・指定都市の事務費(旅費・謝金・賃金 等)

* 事業実施主体：県・指定都市

* 補助率：定額(10/10を上限)

(例)

- * 公共施設に再生可能エネルギー等を導入する際の詳細な計画を作成するために必要な調査委託に係る経費
- * 外部有識者等で構成される評価委員会の開催にあたって必要な経費 等

2. 公共施設再生可能エネルギー等 導入事業①

* 事業内容：

地域の防災拠点や災害時等に地域住民の生活等に
必要不可欠な都市機能を維持することが必要な公共施
設への再生可能エネルギー等の導入

* 事業実施主体：①県・指定都市、②(県→)市町村※

※一部事務組合及び広域連合を含む

* 補助率 ： 定額(10/10を上限)

2. 公共施設再生可能エネルギー等 導入事業②

【再生可能エネルギー等の例示】

- * 再生可能エネルギーの例示として、①太陽光、②風力、③小水力、④地中熱、⑤廃熱や地熱、⑥バイオマス、⑦その他(太陽熱・雪氷等)
- * 再生可能エネルギーに附帯するものとして、⑧蓄電池、⑨街路灯・道路灯※1、⑩屋内高所照明※2、⑪その他(燃料電池等)

※1・・・再生可能エネルギーや蓄電池を併設したLED街路灯や調光機能を有するLED灯等、長寿命の街路灯に限ります。

※2・・・点灯時に大きな電圧が必要な水銀灯を、LED灯等、長寿命の照明に更新する場合に限ります。

上記の事例は、例示ですので、例示に掲げている以外については、随時環境省にご相談ください。

2. 公共施設再生可能エネルギー等 導入事業③

【公共施設等の例示】

- ① 社会福祉施設
- ② 庁舎
- ③ 県民会館・公民館
- ④ 体育館
- ⑤ 診療施設
- ⑥ 警察本部・警察署等
- ⑦ 消防本部・消防署等
- ⑧ 下水道施設
- ⑨ 上水道施設
- ⑩ 清掃工場
- ⑪ 学校
- ⑫ 公園



上記の事例は、例示ですので、例示に掲げている以外については、随時環境省にご相談ください。

2. 公共施設再生可能エネルギー等 導入事業④

【ポイント】

- * 技術開発や実証事業は対象外。
- * 基金を活用して導入して発電設備による電気は専ら自家消費に限ります。
- * 買取制度による売電をする場合には基金事業の対象外。ただし、余剰電力を逆潮流することは対象として差し支えありません。

3. 民間施設再生可能エネルギー等 導入推進事業②

【再生可能エネルギー等の例示】

- * 再生可能エネルギーの例示として、①太陽光、②風力、③小水力、④地中熱、⑤廃熱や地熱、⑥バイオマス、⑦その他(太陽熱・雪氷等)
- * 再生可能エネルギーに附帯するものとして、⑧蓄電池、⑨街路灯・道路灯※1、⑩屋内高所照明※2、⑪その他(燃料電池等)

※1・・再生可能エネルギーや蓄電池を併設したLED街路灯や調光機能を有するLED灯等、長寿命の街路灯に限る。

※2・・点灯時に大きな電圧が必要な水銀灯を、LED灯等、長寿命の照明に更新する場合に限る。

上記の事例は、例示ですので、例示に掲げている以外については、随時環境省にご相談ください。

3. 民間施設再生可能エネルギー等 導入推進事業③

【民間施設等の例示】

- ①医療施設
 - ②公共交通機関の施設(駅舎等)
 - ③私立大学
 - ④宿泊等施設※
 - ⑤コンビニエンスストア※
 - ⑥福祉避難所※
- ※④、⑤、⑥は災害等の非常時に避難所等になり得るものに限る

上記の事例は、例示ですので、例示に掲げている以外については、
随時環境省にご相談ください。

3. 民間施設再生可能エネルギー等 導入事業④

【ポイント】

- * 技術開発や実証事業は対象外。
- * 基金を活用して導入して発電設備による電気は専ら自家消費に限ります。
- * 買取制度による売電をする場合には基金事業の対象外。ただし、余剰電力を逆潮流することは対象として差し支えありません。

4. 風力・地熱発電事業等 導入支援事業

- * 事業内容：

風力発電設備や地熱発電設備等を導入し、発電を行う事業

- * 事業実施主体：(県・指定都市→)民間事業者

- * 補助率 : 補助率 1/2
 または 利子補給(3%上限)

【ポイント】

利子補給を受けて導入した発電設備に係る電気は再生可能エネルギー買取制度の対象として差し支えありません。

AGENDA

- * 基金の目的・概要
- * 平成21年度GND基金からの変更点
- * 各事業の概要
- * **各事業の主なポイント**
- * 基金事業の事業計画書等
- * 意見交換&質疑応答

再生可能エネルギー等導入の 基本的な考え方

- * 個々の施設において非常時に維持することが求められる機能が何かを十分に考慮の上、適切な導入規模をご検討ください。

※災害等により電力会社からの電力供給が遮断された際に、当該施設において必要とされる最低限の機能を維持できること。

※従って、施設において使用している電力量の全てを再生可能エネルギーで代替することが主眼ではありません。

- * 地域における防災拠点として、どの程度の地域をカバーできるか等、面的な広がりもご検討ください。

省エネ設備は基金事業の対象か

* 省エネ設備は、原則として基金事業の対象外

- * 非常時における避難住民の受け入れや地域への電力供給等を担う防災拠点に対する再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギーの導入等を支援することが本基金の目的。
- * 省エネルギー設備の導入の推進についても重要な取組のひとつですが、本基金では、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入を進めるという観点から、再生可能エネルギー等の導入の推進に特化。

蓄電池の導入は基金事業の対象か

* 蓄電池導入は基金事業の対象

- * 電力会社からの電力供給が遮断された際に、施設等において必要とされる最低限の機能を維持するために必要な設備としては、再生可能エネルギー発電設備とともに蓄電池も有効であるため、蓄電池の導入についてもご検討ください。
- * なお、すでに再生可能エネルギー発電設備が導入されている施設等において、蓄電池のみを導入することも基金事業の対象となります。

個人住宅は基金事業の対象か

* 個人住宅は基金事業の対象外

- * 民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業の対象施設は、「地域住民をはじめとした不特定多数の人が利用するなど、災害時等において地域の防災拠点となりえる施設」を所有又は管理している民間事業者の施設です。

再生可能エネルギー買取制度との併用は認められるか

* 本基金と再生可能エネルギー買取制度の併用は不可

- * 再生可能エネルギー買取制度は、太陽光や風力など再生可能エネルギーによって発電した電力を、電力会社に、一定期間、一定の価格で買い取るよう義務づけ、これにより再生可能エネルギーの導入拡大を進める制度です。
- * 再生可能エネルギー買取制度の対象となった場合、発電した電力は一定の価格で買い取りがなされ、再生可能エネルギーを導入した者には一定の価格インセンティブが働くこととなるため、本基金による併用は不可としています。
- * なお、利子補給による場合は可。

環境省 環境計画課で 実証中の事業

- * 環境計画課では、GND基金のほかにも、再生可能エネルギー等を活用した地域づくり事業を実施しています。これらの事業の中には、本基金においても活用できる成果も含まれています。
- * 特に、平成23年度から実施しているチャレンジ25地域づくり事業は、技術が確立され効果検証がなされていない技術について、事業性や採算性等を検証する事業であり、**現在、バイオマスガスコジェネシシステムや地熱を利用したバイナリ発電、街路灯のスマート化などを実証中。**
- * **ご関心のある各県・指定都市は当課担当まで積極的にお問い合わせください。**

AGENDA

- * 基金の目的・概要
- * 平成21年度GND基金からの変更点
- * 各事業の概要
- * 各事業の主なポイント
- * **基金事業の事業計画書等**
- * 意見交換&質疑応答

事業実施にあたっての透明性の確保

- * 「東日本大震災からの復興の基本方針」においては、復興のための事業は、「その事業の立案段階から、効率性、透明性、優先度の観点から適切な評価を行うものとする」とされており、環境省はもとより、各県・指定都市での執行段階においても透明性の確保が求められています。
- * そのため、基金事業の実施にあたっては、例えば、外部有識者から構成する評価委員会等によるチェックを行うなど、**事業の立案段階から実施後の評価までの一連のプロセスにおいて、効率性や透明性が適切に検証できる仕組みの構築を検討してください。**

基金造成までに県・指定都市において必要な手続き

(各県・指定都市)

- * 平成21年度GND基金を設置造成した際の根拠となる基金設置条例によるため、各県・指定都市により対応が異なりますが、基金条例の改正または新規に制定をする必要がある場合があります。
- * 交付要綱や実施要領においては、平成21年度GND基金に積み増すほか、新たに造成することも可能としています。
- * 災害廃棄物処理基金の交付も合わせて受ける県は、担当部局と調整するようにして下さい。

基金事業の事業計画書

- * 環境省から各県・指定都市への**補助金交付の前提**となるものです。
- * 平成21年度GND基金と比べると、個々の施設における導入計画よりも、**各県・指定都市が設定する指標や目標の達成を重視し、基金事業全体の成果(アウトカム)に着目**します。
- * 事業計画書の作成時には、各県・指定都市において現状分析を行い、自らの地域の実情にあった計画を策定するとともに、当該**計画を適切に評価できる指標や目標を設定することが必要**です。
- * 各県・指定都市においては、事業計画書に記載されている**成果目標や事業内容を、達成又は確実に実施して頂くことが求められます。**

復旧・復興に係る計画等との関係

- * 平成23年度GND基金の事業計画は、各県・指定都市における復興計画や地球温暖化地方公共団体実行計画をはじめとする各種計画と連動して実施されることが望まれます。
- * 復興計画や地方公共団体実行計画に掲げられていなければ基金事業を活用できないという趣旨ではありませんが、これらの計画を実現するための予算として捉え、東日本大震災からの復興や地球温暖化対策の推進にご活用ください。

事業計画書等の公表

- * 各県・指定都市における基金の基本的事項については、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)の趣旨に基づき、公表を求めるものです。
- * 閣議決定で公表すべき基本的事項として以下の事項が掲げられていますので、下記を参照に各県・指定都市のHP等に掲載をお願いします。
 - ①基金の名称、②基金額、③基金のうち国庫補助金等相当額、④基金事業の概要、⑤基金事業を終了する時期、⑥基金事業の目標
- * 平成23年度GND基金では、各県・指定都市が作成した事業計画書等を各県・指定都市のHPで公表していただくこととしています(ただし、基金事業の執行にあたって支障を及ぼすおそれのある情報は除きます)。
- * また、環境省においても、各県・指定都市から提出のあった事業計画書等を環境省HPで公表予定です(ただし、基金事業の執行にあたって支障を及ぼすおそれのある情報は除きます)。

基金事業の成果指標

- * 導入した再生可能エネルギー等による発電量等
- * 防災拠点における再生可能エネルギー等の普及率
(防災拠点等と位置付けられた施設等の総数に対し、
再生可能エネルギー等の導入がどの程度進んでいるのか)
- * 蓄電池等の活用により電力需給の逼迫に貢献した電力量
- * CO₂削減効果 等々
- * 事業計画書の作成時に設定する成果指標や目標は、地球温暖化対策地方公共団体実行計画に位置付けられていることが望まれます。現在、位置付けが明確でない場合は、直近の策定・改定の機を捉えて、本基金の成果指標・目標を同計画に反映していただくようお願いいたします。

当初設定した成果目標が達成できなかった場合の補助金の取扱い

- * 各県・指定都市においては、年度ごと、事業の進捗等に鑑み、成果目標の達成状況を確認し、必要に応じて次年度以降の事業計画を見直すなど継続的に事業の進捗状況をチェックする必要があります。
- * 成果目標の達成が困難となる要因としては、復興計画や景気の動向等、外的な要因も想定されますので、不達成という事由のみをもって補助金の返還を求めることは想定していません。
- * ただし、毎年度の進捗状況等をチェックすることなく、成果目標が不達成の場合、実施要領の規定に基づき、改善の措置を命令する場合があります。

基金の運用方法

* 基金の運用方法は以下のいずれかの運用方法に限ります。

①国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得

②金融機関への預金

③信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託

(元本保証のあるものに限る)

ただし、いわゆる繰替運用については、他の基金等との経理区分が明確となるよう管理する場合は行うことが可能です。

* 各県・指定都市における基金の運用に際しては、再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金と災害等廃棄物処理基金を一括で運用することは差支えありませんが、生じた運用益は、運用原資の金額に応じて按分するなど、経理を区分して繰り入れることが必要です。

事業計画書等の提出

基金事業の実施期間中、各県・指定都市は、以下の書類の提出が必要です。

①全体計画書(実施要領第5の6(1)①)

補助金の交付申請時

②各年度計画書(実施要領第5の6(1)②)

各年度の開始前(3月31日)まで。

ただし、平成24年度にあつては、基金事業の実施にあたり、議会の議決を必要とする場合は議会の議決後速やかに。

③基金事業計画変更書(実施要領第5の6(1)③)

各年度計画書で計画された基金事業を変更する際に、変更後事業の着手前まで。

④各年度報告書(実施要領第5の6(1)④)

事業実施年度の翌々月20日まで(5月20日)まで。

⑤基金事業中止(廃止)承認申請書(実施要領第5の7)

各年度計画書で計画された基金事業を中止(廃止)する際に随時。

⑥実績報告書(実施要領第10)

基金事業が全て終了したとき又は基金事業の実施期限を経過したとき

基金に関する問い合わせ先

(再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金)

環境省総合環境政策局環境計画課

担当補佐：古来

担当：土谷・福井

TEL:03-5521-8234、03-5521-9265

(災害等廃棄物処理基金)

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

担当補佐：伊藤

担当：佐々木・小山

TEL:03-5521-8337